



平成 31 年度（令和元年度）保険料率が変わります

この 10 年で、70 歳以上の高齢者数は **1.3 倍**に国民医療費は **1.3 倍**になりました。団塊世代が全員 75 歳以上になる 2025 年には、国民医療費の総額は **61.8 兆円**にもなる見込みです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年度から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険給付の決定、支給

国民健康保険料について

国民健康保険料は加入者みなさんの安心料です。めったに病気をしたことがない人にとっては、保険料は高いと感じられるかもしれません。しかし、病気やけがはいつ襲ってくるかわかりません。万一、病気になっても、心配なく生活できるのは国民健康保険制度があるからです。

保険料は、加入者のみなさんの医療費等の給付に充てられる重要な財源ですので、必ず期日までに納めましょう。

平成 31 年度（令和元年度）保険料率について

平成 31 年度（令和元年度）保険料率を 6 月 20 開催の国保運営協議会に諮り、次のとおり決定しました。（前年度から改定となっております。）

これまで保険料率を 5 年間据え置きとしておりましたが、医療費の増加などから保険料率の引き上げが避けられない状況となりました。皆様にご負担いただく**保険料総額全体で 9.2%増**となっております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

木曾岬町 平成 31 年度 保険料率	応能割		応益割		賦課限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療保険分	5.44%	24.00%	30,800 円	23,600 円	610,000 円
後期高齢者 支援金分	1.82%	7.25%	9,900 円	7,600 円	190,000 円
介護保険分 40～65 歳未満	1.42%	8.70%	11,800 円	6,600 円	160,000 円

所得割	加入者の所得に応じて計算する
資産割	加入者の資産に応じて計算する
均等割	加入者数に応じて計算する
平等割	一世帯にいくらかと計算する



保険料の軽減制度について（令和元年度）・・・つぎに該当する世帯は、保険料の負担を少なくするため、被保険者均等割と世帯平等割が軽減されます。

- **7割軽減が適用される世帯**・・・総所得が軽減基準額（33万円）以下の世帯。
- **5割軽減が適用される世帯**・・・総所得が軽減基準額（33万円）を超える世帯のうち、加入者1人につき28万円を加算した額以下の世帯。
- **2割軽減が適用される世帯**・・・総所得が軽減基準額（33万円）を超える世帯のうち、加入者1人につき51万円を加算した額以下の世帯。



保険料の納付通知書について・・・国民健康保険料の納付義務者は、被保険者の属する世帯主です。世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していたとしても、世帯主が世帯の国民健康保険料の納付義務を負います。

※40歳になると介護分を併せて納めることとなるため、当初決定した保険料を年度途中に変更して通知し直します。

※年度途中で75歳に達して後期高齢者医療制度へ移行される方は、当初から月割で保険料を計算しています。移行後に国民健康保険加入者が1人となった場合は、その後の医療分と後期分の「平等割」が半額に軽減されます。平等割を軽減する場合は、移行後に適用して、「月割増減額」として保険料を減額する通知を送付します。

特別徴収（年金天引き）について・・・特別徴収の方の保険料は、支給される年金から、2ヶ月分に相当する保険料額を差し引いて納めていただくこととなります。

対象となった方で普通徴収を希望される方については、申し出により普通徴収（口座振替に限る）に変更することができます。



平成31年度（令和元年度）保険料納期限について

国保の保険料 口座振替をご利用ください！



期 別	普通徴収 納期限	特別徴収(月別)
第1期分	令和 元年 7月 31日	平成31年 4月
第2期分	令和 元年 9月 2日	令和 元年 6月
第3期分	令和 元年 9月 30日	令和 元年 8月
第4期分	令和 元年10月 31日	令和 元年10月
第5期分	令和 元年12月 2日	令和 元年12月
第6期分	令和 元年12月 25日	令和 2年 2月
第7期分	令和 2年 1月 31日	
第8期分	令和 2年 3月 2日	
第9期分	令和 2年 3月 31日	

※本年度より特別徴収対象者となる方につきましては、第4期分より特別徴収に切り替わります。

※保険料等についてご不明な点がございましたら、住民課 国民健康保険係 までお問い合わせください。
 (☎ 0567-68-6103 直通)